

## ACE 子どもと若者のセーフガーディング・ポリシー

### 1. 目的

ACEは、すべてのおとなが子どもの権利と豊かな人生を保障する責任をもつことができるよう、国連「子どもの権利条約」を尊重し、すべての子どもがもつ「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」権利が保障できるよう活動しています。

本ポリシーは、ACEの活動を通じて、子どもと若者が虐待や搾取、その他のあらゆる危険にあうことがないよう、またいかなる形でも権利が侵害されることがないよう、環境づくりを行うため、組織の取り組みと職員および関係者の責務を明確にすることを目的とします。

本ポリシーが目指すことは以下のとおりです。

- ・ ACEのすべての関係者が、子どもと若者の権利侵害について、各自の責任を理解し適切に対応できるようにします。
- ・ ACEのすべての事業や活動において、できる限り子どもと若者にとってのリスクを軽減、除去すること等を通して、活動に参加する子どもの権利が守られる環境づくりに積極的に取り組みます。
- ・ ACEが国内外で子どもと若者に関わる協働事業を実施する現地パートナー団体等とともに、子どもと若者を権利侵害から守る取り組みについて意識を向上させ、予防に取り組み、適切に問題への対応ができるよう仕組みを確立し、維持します。

また本ポリシーは、「子どもと若者のセーフガーディングに関する行動規範」と併用され、また「子どもと若者のセーフガーディングに関するガイドライン」によって本ポリシーを実践するための手続きや実施方法を明らかにします。

なお本ポリシーは、国際的な基準や自らの実践による教訓等に照らして、定期的に見直し改訂します。

### 2. 基本的価値

#### 1) すべての人の尊厳の尊重と権利の平等

世界人権宣言が記す通り、すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位などいかなる差別を受けることなく、等しく尊厳と権利をもつ存在であることを認識します。差別、不平等、排除は容認されません。

#### 2) 子どもの権利の尊重

国連「子どもの権利条約」の理念を拠り所とし、子どもは、自ら権利行使する主体的な存在であると同時に、特別に保護と援助を受ける権利があることを認識し、同条約の4つの一般原則「生命・生存・発達の権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」を尊重します。

### 3. 適用範囲

本ポリシーは、次の人に適用されます。

#### 1) ACE 役員、職員（アルバイト等契約の形態を問わない）

- 2) ACE のその他の関係者（インターンやボランティアなど ACE の名称を使用して活動に携わる人）
- 3) ACE と公式な契約関係にある組織とその関係者および個人
- 4) その他 ACE の活動に関わる組織とその関係者および個人（ドナー、支援者、ジャーナリスト、著名人、政治家など）

上記 1) は、業務時間中であるか否かにかかわらず、公私にわたり、本ポリシーを順守することが求められます。2) 3) 4) は、ACE の活動において子どもや若者と直接的、間接的に関わる際に、本ポリシーを順守することが求められます。

なお、これら適用範囲の対象者を本ポリシーにおいて以下、関係者と称します。

#### 4. 原則

本ポリシーは、下記の原則を満たすことによって実現を図ります。

##### ● 個々人の責任

ACE の活動に関わるすべての関係者は、本ポリシーと自らの責任を理解し、子どもと若者の権利が侵害されることがないよう行動しなければなりません。本ポリシーおよび行動規範に反する行為があった場合、またはその恐れのある問題が察知された際には、適切に報告・対応しなければなりません。

##### ● 組織の責任

ACE は、あらゆる事業や活動において、関わる子どもと若者に対して特別な責任を持ちます。直接的・間接的に関わった結果、意図的であるか否かにかかわらず、危害を及ぼすことがあってはなりません。特に立場の弱い子どもと若者に配慮して保護し、確実に危害が及ばないようにする責任があります。子どもと若者への暴力や性的搾取など権利侵害に関する懸念や問題が生じた際には、問題が深刻化しないよう迅速かつ適切に対応するよう努めます。

ACE は、組織全体で、運営、事業、プロジェクト、活動等あらゆる段階において、確実に子どもと若者の権利が侵害されることがないように本ポリシーに基づく取り組みを推進します。具体的には、職員採用等におけるスクリーニング、組織内外の関係者が本取り組みに関する責任や役割について理解し取り組めるようにするための周知・研修の実施、すべての事業における立案時のリスクの分析と軽減・除去による予防、権利の侵害予防や保護の観点でのモニタリングや評価、通報制度の設置、調査、被害を受けた子どもの保護と支援、意思決定プロセスの明確化等に関して体制を整えます。その具体的な手続きについては「子どもと若者のセーフガーディングに関するガイドライン」で明記します。

##### ● オープンな議論と透明性

子どもと若者の権利侵害に及ぶ懸念があれば、これをきちんと提起し、オープンに議論するとともに、問題の対応と予防に取り組むことができるようになります。

##### ● 子どもと若者の最善の利益

子どもと若者の権利侵害について問題が生じた場合には、子どもの心理的、精神的、身体的なニーズに配慮し、子どもと若者の最善の利益を考慮して、安全確保や保護などの対応に取り組みます。

##### ● 子どもと若者の参加と意見表明の尊重

ACE は、子どもと若者が自分たちの安全や安心を脅かすものから守られる権利について、それを行

使できるように情報を提供し、この権利を行使できるようにする責任があります。つまり、子どもと若者が本ポリシーとそれに基づく取り組みを理解し、本ポリシー違反を報告できる手段も理解できるようになります。また ACE は、子どもと若者に関する意思決定において、できるだけ子どもと若者が参加して自分たちの意見が表明できるよう促し、その年齢や成熟度に応じて考慮されるようになります。

#### ● 連携機関との協働責任

ACE は、子どもと関わる事業、プロジェクト、イベント、キャンペーンなどを他の機関と連携して実施する際には、子どもと若者の権利に関する互いの責任を理解し、本ポリシーへの取り組みが確実に実行できるよう協力し合います。

#### ● 守秘義務

関係者等による子どもと若者の権利侵害となる言動に関する懸念や、報告、調査を通じて集められた情報は最小限の範囲で共有されるようにします。すべての記録は、守秘義務を守って厳密に保管します。

#### ● 制裁

本ポリシー違反があった場合には、契約関係に基づく調査、懲戒手続き、違反者に適用される法律の下で捜査等の必要な手続きが行われるか、または法的権限をもつ機関に付託される可能性があります。違反者は、解雇を含む懲戒処分となる可能性や、契約やパートナーシップ関係の解消、法的制裁等が科される可能性があります。

子どもや若者の権利侵害だと疑われる懸念が報告されたものの、調査の結果、それが事実ではないと判明した際には、懸念を報告した者に対してはいかなる処分もなされることはありません。しかし、告発が虚偽であったり悪意を持って行われたりした場合にはしかるべき制裁が科されます。

#### ● 説明責任

子どもや若者、その家族、コミュニティ、社会に対して、組織の本ポリシーに基づく取り組みの強化・改善を継続的に図ることによって説明責任を果たし、信頼された組織作りを目指します。

#### ● 本取り組みの普及促進

ACE は、他機関や個人と連携して、より広いコミュニティや業界等において本ポリシーに基づく取り組みによる子どもと若者の安全な環境づくりを推進します。

### 5. 用語と定義

・ **子どもと若者のセーフガーディング**とは、子どもと若者が、組織と関わりを持つことにより、いかなる形態の虐待、搾取、暴力等の危害にさらされ、権利が侵害されることがないように、責任をもって取り組む予防策および発生した事案への対応策を意味します。子どもと若者には、特有のニーズや特別な配慮の必要性があり、特別の保護が必要とされる存在であると考えられています。この考えに基づき、子どもと若者が安心して ACE や関係する組織と関わり参加できるように日頃から備えること、その福祉や安全に懸念がある場合には、その事態に迅速かつ適切に対応策がとられること、子どもの権利が守られ確実に保障されるよう組織の仕組みを継続的に改善・強化し、維持するように努めることを含みます。

・ **子ども**とは、国連「子どもの権利条約」に基づき、18 歳未満のすべての人をさし、**若者**とは、国連の定義と同様に、15 歳から 24 歳のすべての人をさします。つまり、**子どもと若者**とは、0 歳から 24 歳

のすべての人をさします。

・**受益者**とは、ACE の事業・活動で物資やサービスを直接受ける人をさします。但し、不適切な力の行使は、NGO が支援するより広範な住民にも適用され、NGO が住民よりも優位なポジションにあると認識させることによる搾取も含まれます。そのため、不適切な力の行使や搾取があった場合には、より広範な住民も本ポリシーの対象になる場合もあります。

・子どもの**虐待・搾取・有害行為**とは、意図的か否かに関わらず、子どもや若者を直接的・間接的に傷つけ、安全で健康的な成長に危害をあたえるあらゆる行為、心理的、身体的、その他あらゆる形での個人の権利の侵害をさし、主に以下に分類されます。

- ✓ **身体的虐待**：おとなか子どもかに関わらず、誰かの身体を実際に傷つけること、もしくは身体を傷つける可能性のある行為を行うこと。叩く、搖さぶる、有毒物を与える、溺れさせる、火傷させるなどが含まれる。親や保育者などが虚偽の傷や症状をつくりあげることや、故意に子どもを病氣にすることも含まれる。
- ✓ **性的虐待**：子どもが理解していなかったり同意せざるを得ない状況で、無理やり、もしくは、そそのかして子どもに性的行為をする、またはさせること。レイプ、オーラルセックス、マスターべーションやキス、押し付ける、触るといった性器の挿入を伴わない行為なども含まれ、またこの限りでもない。性的なものを見せる、子どもを使って性的な写真や画像を作成する、性的に不適切な態度を子どもにさせることも含まれる。
- ✓ **性的搾取**：お金、ギフト、食料、住居、みせかけの愛情、社会的地位など、子どもやその家族が必要なものと引き換えに、子どもに性的な行為をさせること。多くは、子どもと親しくなる、信頼を得る、ドラッグやアルコールを与えるなどして、巧みに子どもを操り強要することで行われる。両者の間には、同意があったと主張されることがあるが、力関係が不均衡である場合には、被害者側には限られた選択肢しか与えられていないため、同意があったとはみなされない。
- ✓ **心理的虐待**：子どもの心理発達に影響を及ぼすほど、継続して心理的に不当に扱うこと。行動を制限する、貶（おとし）める、辱（はずかし）める、いじめる（オンライン上のいじめも含む）、脅す、怖がらせる、差別する、ばかにすることなどが含まれる。
- ✓ **ネグレクト**：子どもの身体的・精神的・道徳的発達に悪影響を及ぼしかねないほど、継続して子どもの基本的な要求を満たさないこと。子どもを適切に養育・監督せず危険から守らないこと、栄養のある十分な食事を与えないこと、安全に暮らしたり働く環境を提供しないこと、妊娠中の母親が薬品やアルコールを不適切に服用することやそれを容認すること、障害のある子どもの世話を行わなかったり不適切に扱ったりすることなども含まれる。
- ✓ **商業的搾取**：子どもの心身の健康、教育、モラル、社会的・情緒的発達を阻害するほど、他者の利益のために子どもを仕事やその他の活動に従事させること。児童労働（義務教育を妨げる労働や、法律で禁止されている 18 歳未満の危険で有害な労働をさす）のうち、最悪の形態の児童労働とされる。
- ✓ **サバイバー**：虐待もしくは搾取の被害を受けた人。「被害者」という言葉より、「サバイバー」には強さや回復力、生存能力といった意味合いが含まれる。しかし、自分自身をどう名乗るかは、個人の選択による。

## 6. 関連する方針・文書

- ・ACE 子どもと若者のセーフガーディングに関する行動規範
- ・ACE 子どもと若者のセーフガーディングに関するガイドライン
- ・就業規則
- ・倫理規程
- ・内部通報規程
- ・コンプライス管理規程
- ・個人情報取扱方針及び規程
- ・広報倫理方針
- ・広報に関するガイドライン及びチェックリスト
- ・子ども・若者のセーフガーディングのための講演/イベント用ガイドライン

認定NPO法人ACE（エース）  
**子どもと若者のセーフガーディングに関する行動規範**

私は、ACEとの活動の中で、子どもと若者が虐待や搾取、その他のあらゆる危険にあうことがないように、子どもと若者にとって安全・安心な環境づくりに取り組みます。

**そのために、私は以下のことします。**

- ① 年齢、性別、障害、宗教、人種、出身国、出身地域、社会的出身、出身階級、家系、家庭環境、性的指向、政治的見解、その他差別の原因となる可能性のある事情に関わらず、子どもや若者の権利、人格および尊厳を尊重し、子どもや若者にとっての最善の利益を考えて行動します。
- ② 可能な限り、子どもや若者とは他者の目が届くところで接します。
- ③ 子どもや若者が危険にさらされないよう確認しながら、事業や業務内容を計画・実施し、危険が起った際には影響を最小限に留めるよう対処します。
- ④ 活動に関わる子どもや若者、その家族、コミュニティ、その他関係者が、あらゆる懸念や問題を提議し、話し合えるようオープンな雰囲気を作り、誠実に対応します。
- ⑤ 子どもや若者が自らの権利について理解し、年齢、成熟度、能力の発達に応じて、意思決定に参加したり、懸念がある場合に話し合えるようサポートします。
- ⑥ 子どもや若者に関する個人情報や画像（写真・動画）は、事前に本人および保護者や教員の承諾を得てから取得し、個人情報保護法規ならびに団体のもつガイドラインに従って適切に扱います。
- ⑦ 子どもや若者に対する虐待、搾取、その他不適切な行為を見過ごさず、懸念がある場合には適切な手順にそって速やかに報告します。
- ⑧ セーフガーディングに関する内部調査・外部調査等に応じ、当該調査のために必要な書類や情報提供に協力します。

**私は以下の行為をしません。**

- ① 子どもや若者を叩くなど、暴力によって身体的に傷つける。
- ② 子どもや若者に対して、不適切な言葉を使ったり、攻撃的・侮辱的な提案・示唆をするなど、不適切な言動・態度をとる。
- ③ 軽視する、見下す、自尊心を傷つける、辱めるなど、子どもや若者を心理的に傷つける。
- ④ 子どもや若者が危害にあいややすい状況をつくる（子どもとおとなで2人きりになる、治安の悪いところへ子どもを連れていくなど）。
- ⑤ 特定の子どもや若者を特別扱いしたり、差別したり、集団から排除する。
- ⑥ 子どもや若者による違法、危険、または乱暴な行為を容認したり、加担する。
- ⑦ SNSなどを用いて、子どもや若者を脅したり、攻撃したり、侮辱したり、いじめる。
- ⑧ ポルノグラフィや過激な暴力などを扱う不適切な画像（写真、動画）、ウェブサイトに子どもや若者を誘導し、危険にさらす。
- ⑨ 活動に参加している子どもや若者と同じ床（とこ）または同じ部屋で寝る。ただし、例外的状況（宿泊スペースに限りがあるなど）かつ事前に上長の許可を得ている場合を除く。
- ⑩ 18歳未満の子どもや、受益者である18歳から24歳の若者と性的行為に関わったり、性的・肉体的関係をもつ。